

山形県障がい者差別解消強化月間実施要綱

1. 趣 旨

障がいを理由とする差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。本県では「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を法律と同日に施行し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議」（以下、「県民会議」。）を設置し、県民総参加による取組みを進めています。

共生社会の実現のためには、県民一人ひとりが障がいや障がいのある人について知ること、理解を促進することが大事であり、県民一人ひとりに興味・関心をもっていただくことが重要です。そのため、障がいを理由とする差別解消の取組みが県民総参加の取組みとなるよう、「山形県障がい者差別解消強化月間」（以下、「障がい者差別解消強化月間」。）を設定し、周知啓発等を集中して実施します。

- ## 2. 期 間
- 令和 3 年 1 2 月 1 日（水）から令和 3 年 1 2 月 3 1 日（金）まで
（ 令和 3 年 1 2 月 3 日（金）から 1 2 月 9 日（木）は、国の障害者週間 ）

3. 実施事業

県では、市町村及び県民会議構成団体と連携し、障がい者差別解消強化月間の期間中、以下の事業を行います。

（1）イベントによる周知啓発

① 心の輪を広げる障がい者理解促進事業表彰式の実施

障がいのある人とない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」と、障がいのある 人に対する国民の理解を広めるための「障害者週間のポスター」の優秀作品の表彰
(12 月 9 日 山形県庁ロビー)

② 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター優秀作品展

①の優秀作品の展示（12 月 1 日～15 日 県庁ロビー、以後各総合支庁を巡回展示）

③ 一歩 2（いっぽいっぽ）フェスタ 2 0 2 1 の開催【最上総合支庁】

最上地域の障がい者福祉事業所の活動紹介や利用者の作品展示等
(12 月 4 日～10 日 新庄市ゆめりあ「花と緑の交流広場」)

(2) その他各種広報媒体を活用した周知啓発

- ① 障がい者差別解消を周知するためのポスター及びリーフレット、啓発物品の配布
- ② 児童向け「障がいのある人もない人も共に生きる社会を作るための手引き」の配布
(小学校3年生・4年生を対象に配布)
- ③ 県の広報媒体を活用した障がい者差別解消の周知
- ④ 強化月間中に実施される県・市町村等主催の関連行事の紹介(県ホームページ)

「山形県障がい者差別解消強化月間」の設定 について

1 概 要

12月1日から12月31日までの1か月間を、「山形県障がい者差別解消強化月間」として設定し、市町村及び県民会議構成団体に呼びかけて、障がいを理由とする差別の解消を集中して周知広報する。

「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の制定を受け、平成29年度から実施。

〔 参考 : 12月3日 国際障害者デー（国連決定）
12月3日～9日 障害者週間（障害者基本法）
※ 県では、上記を拡充し月間として設定している。 〕

2 期間中に実施する事業

「山形県障がい者差別解消強化月間実施要綱」のうち、3.実施事業のとおり。


3 その他、期間中の周知広報

- ・ 11月26日（金） 山形新聞に啓発広告を掲載
- ・ 12月5日（日） 県政テレビやまがたサンデー5
「障がいがあっても生き生きと暮らせる社会に」
- ・ 11月～12月 市町村広報紙での周知
- ・ 配布パンフレット、ポスター等（別添のとおり）

・ 一般向けパンフレット

「心のバリアフリー推進員」の養成

県では、民間事業所の従業員の方を対象に、「心のバリアフリー推進員」の養成を全国初の取組として28年度から実施しています。推進員には、それぞれの職場で障がいを理由とする差別解消の取組みに中心的な役割を担っていただくこととしています。積極的な御参加をお願いします。



「やまがた障がい者芸術活動推進センター」の設置

障がい者の芸術活動を支援する「やまがた障がい者芸術活動推進センター（ぎやらりーらーら）」が、移転しました。
障がい者の芸術作品を常時展示しています。どなたでも自由に見学いただけますので、お気軽にお立ち寄りください。

（所在地）山形市陣助町一丁目2-7 電話023-674-8628
開館時間：10:00～17:00 休館日：日曜・祝日

ぎやらりーらーらは
表現者と見る者をつなぐ架け橋

手話を知りたい方には

聴覚障がい者とのコミュニケーションを図る手段として、手話をお知りになりたい方は、「山形県聴覚障がい者情報支援センター」ホームページで手話動画を公開していますのでぜひご覧ください。また、センターでは、手話による聴覚障がい者からの相談対応、手話通訳者の養成なども行っています。

障がいを理由とする差別に関する相談窓口

県では、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設けています。必要に応じて、市町村など関係機関と連携しながら、話し合いによる問題解決を図っていきます。

設置場所	連絡先
山形県庁 健康福祉部 障がい福祉課	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 電話 023(630)2148 ファックス 023(630)2111

上記のほか、県内4地域の若松合庁障がい福祉担当課でも相談を受け付けています。連絡先は県のホームページに掲載しています。

お問い合わせ
山形県健康福祉部障がい福祉課までお問い合わせください。
（連絡先：上記のとおり）
条例の詳細や県の施策等については、県ホームページにも掲載しています。

これは音声コードです。専用装置を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

詳しくはホームページで
山形県 差別解消 検索 山形県

障がいのある人もない人も 共に生きる社会をつくろう

～共生する山形へ～



全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以降「共生する社会」と言います）の実現に向けて、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」と、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されました。（平成28年4月1日）

「共生する社会」の実現に向け、県民みんなで、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

山形県

小学生向け 手引き

ヘルプマーク

やさしい心で
明るい未来を。

これらのマークやカードを
みかけたら、
ぜひ協力や心くばりを
お願いします!!

外側からは分からなくても、みなさんの協力や心くばりを必要としている人が、自分のカバンなどの持ち物につけて、周りの人に協力や心くばりを必要としていることを知らせるためのものです。

ヘルプカード

あなたの支援が必要です。
ヘルプカード

何かあったときの自分の連絡先やみなさんに協力してもらいたいことなどが書かれたカードで、普段の生活の中で困ったときなどに、周りの人を見せ、協力や心くばりを願うためのものです。

【障がいのある人】とは…
体を自由に動かすことができない人や言葉が話すことができない人、耳が聞こえない人、脳や心の働きがうまくいかない人などのことを、「障がいのある人」と呼んでいます。

大事だと思ったことや気付いたことなどがあれば、
忘れないように書いておきましょう。

メモ帳

山形県健康福祉部障がい福祉課

リサイクル紙

「障がいのある人もない人も共に生きる社会」 をつくるための 手引き

大事な約束



山形県では、障がいのある人への差別をなくしていくこと、障がいのある人とない人とで区別することなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら生きることができると目指しています。

そのためには、みなさん一人ひとりが、障がいのある人に対する誤解や偏見をなくしていくこと、障がいのある人に対する好ましくない対応・態度をなくしていくこと、障がいのある人が生活するうえで必要な心くばり（相手のことを考え、やさしい気持ちをもって行動すること）を行っていくことが大切です。

山形県では、みなさんの役割として、障がいのある人についての理解を深めてもらうことをお願いします。

みんなで、障がいのある人への差別をなくしていくよう取り組んでいきましょう。

山形県

障がいのある人もない人も共生する山形
 不当な差別は法律と条例で禁止されています
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
 「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」

知っていますか **ヘルプマーク** 

援助が必要な方のマークです
 マークを見かけたら、席をゆずる、困っていたら声をかける等
思いやりのある行動をお願いします

 山形県

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくらせ
 ～共生する山形へ～

広げよう
心のバリアフリー



障がいや高齢による移動が難しい状況、多量のごみ
 高齢者や障がい者への配慮が求められる場面は多岐にわたります

ヘルプマークを知っていますか？
 援助が必要な方は白紙の紙に貼ります



山形県 山形県社会福祉課 障がい福祉課

ヘルプマークポスター (B2、A2)

ヘルプマークポスター (B3)



ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のためのマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
 このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
 困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

山形県では、下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配布します。

◎ 山形県社会福祉課障がい福祉課
 ◎ 山形県各総合支庁 社会福祉部 障がい福祉課 障がい福祉課
 ◎ 山形県各総合支庁 社会福祉部 障がい福祉課 障がい福祉課
 ◎ 各市役所・各町役所 障がい福祉課 障がい福祉課

詳しくは、県のホームページ 

障がい福祉課 山形県社会福祉課障がい福祉課 / 電話 023-630-2200

山形県

ヘルプマークも知っていますか？
 援助が必要な方のためのマークです。

このマークを見かけたら
 ・席をゆずる
 ・困っていたら声をかける
 など、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークは、次のところで配布しています。
 山形県庁 / 各 山形県総合支庁 / 各 市町村役場





 山形県